

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月31日
【計算期間】	第9期（自 平成21年2月28日 至 平成22年3月1日）
【ファンド名】	三菱ＵＦＪ＜ＤＣ＞日本債券ファンド
【発行者名】	三菱ＵＦＪ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	荻久保 育子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、1,000億円です。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
	海外	債券		
		不動産投信	M R F	
追加型	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年１回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	プル・ベア型
	年２回	日本			T O P I X	条件付運用型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年４回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 ()	ロング・ ショート型 / 絶対収益 追求型
	年６回	欧州				
不動産投信 その他資産 (投資信託証 券(債券 一 般))	年１２回 (隔月)	アジア				
	年１２回 (毎月)	オセアニア				
資産複合 ()	日々	中南米				
	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマージング				

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

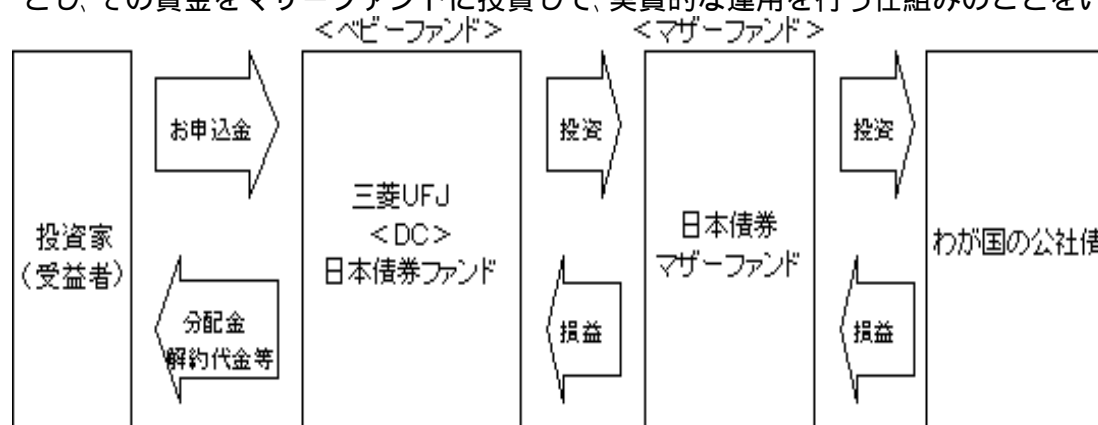
投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）		信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

運用はファミリーファンド方式により行い、日本債券マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）への投資を通じて、わが国の公社債への実質的投資を行います。なお、当ファンドで直接投資をすることがあります。

ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みのことをいいます。



＜ファンドの特色＞

1

NOMURA - B P I 総合インデックス（注1）をベンチマーク（注2）とし、同指数を上回る投資成果をめざします。

（注1）NOMURA - B P I 総合インデックスとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA - B P I 総合インデックスは野村證券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。

（注2）ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

2

日本債券マザーファンドを通じて、わが国の公社債に投資します。

ポートフォリオのデュレーション（注3）はベンチマークの平均を中心に調整します。デュレーション調整は主としてファンダメンタルズ分析に基づく中期的な金利見通しに沿って行います。

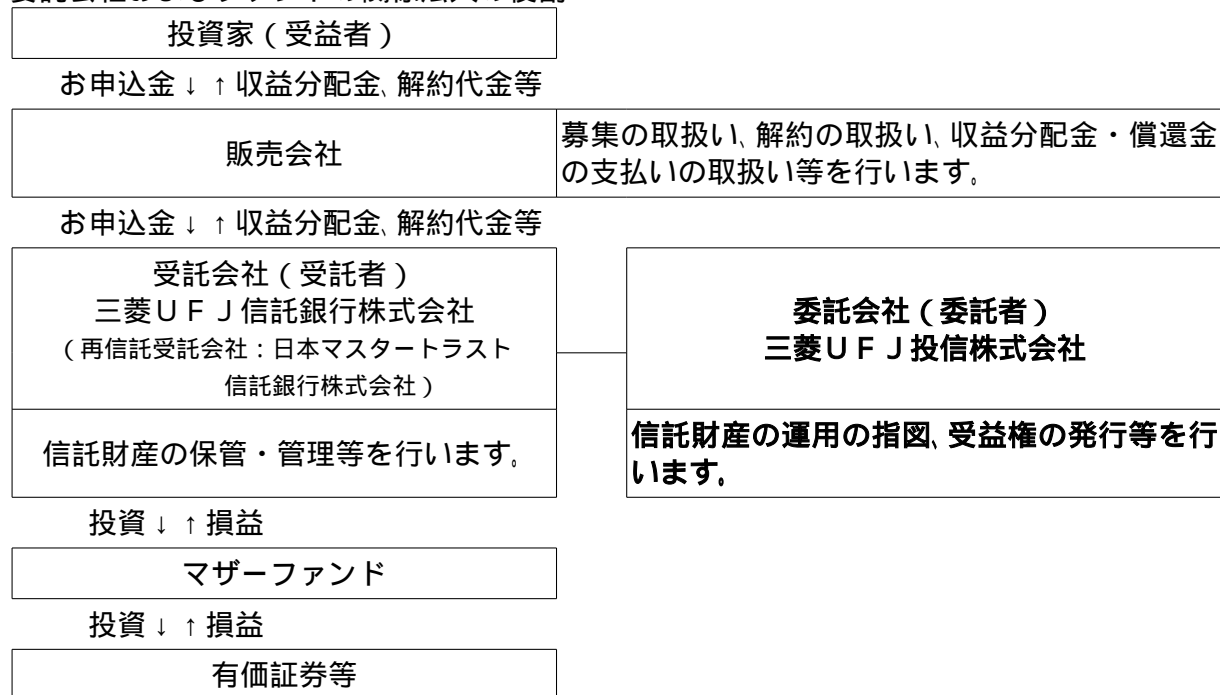
銘柄選択は信用リスクと金利スプレッドを定量的・定性的に分析して行います。

（注3）デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成22年4月末現在）

・沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成22年4月末現在）

株主名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	68,253株	55.0%
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	37,230株	30.0%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	18,615株	15.0%

２【投資方針】

（１）【投資方針】

日本債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債に直接投資することがあります。

受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

NOMURA - BPI総合インデックスをベンチマークとします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。）

ａ．有価証券先物取引等

ｂ．スワップ取引

ハ．約束手形

ニ．金銭債権

- ２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱ＵＦＪ投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社とする日本債券マザーファンドの受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

- １．株券または新株引受権証書
- ２．国債証券
- ３．地方債証券
- ４．特別の法律により法人の発行する債券
- ５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- ６．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- ７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- ８．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- ９．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- １０．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）
- １１．コマーシャル・ペーパー
- １２．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- １３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から12．の証券または証書の性質を有するもの
- １４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- １５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。16．において同じ。）で16．で定めるものの以外のもの

- 16．投資法人債券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下16．において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 - 17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
 - 18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 19．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
 - 20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 22．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）
 - 23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 24．外国の者に対する権利で23．の有価証券の性質を有するもの
- なお、1．の証券または証書ならびに13．および19．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券ならびに16．の証券ならびに13．および19．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14．および15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

< 日本債券マザーファンドの概要 >

（基本方針）

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。

（運用方法）

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

ポートフォリオのデュレーション調整と銘柄選択による収益獲得をめざして運用を行います。

ポートフォリオのデュレーションはベンチマークの平均を中心に調整します。デュレーション調整は主としてファンダメンタルズ分析に基づく中期的な金利見通しに沿って行います。

銘柄選択は信用リスクと金利スプレッドを定量的・定性的に分析して行います。

NOMURA - BPI 総合インデックスをベンチマークとし、同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（投資制限）

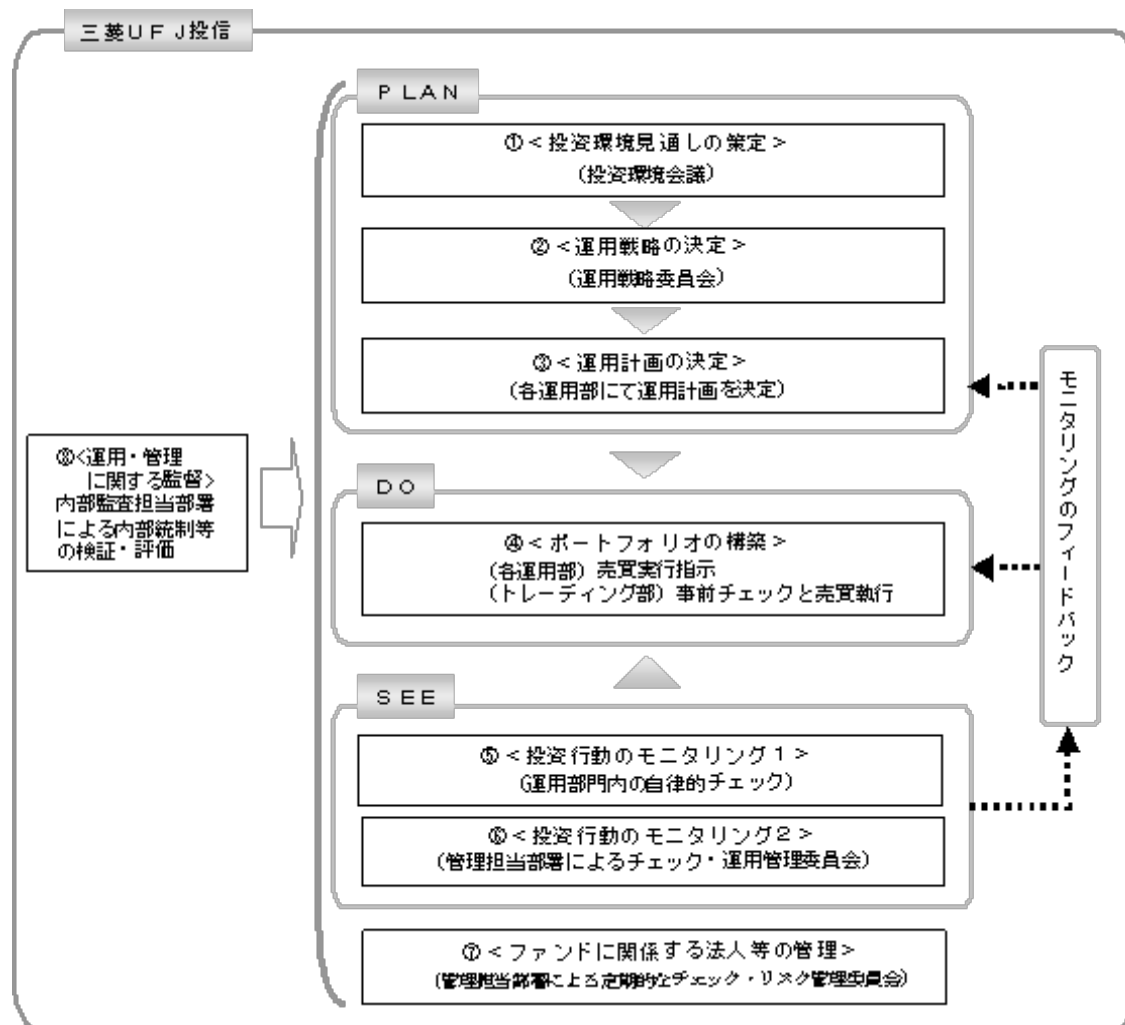
同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

(3) 【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに關係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に關係する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に關係する監督

内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成22年６月１日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の利子等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

a. 委託会社は、信託財産に属する株式（株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券

a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始

日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

- ・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

３【投資リスク】

（１）投資リスク

当ファンドへの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

市場リスク

（価格変動リスク）

当ファンドは、公社債を実質的な主要投資対象とし、NOMURA - BPI総合インデックスを上回る投資成果をめざしていることから、公社債の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格・NOMURA - BPI総合インデックスが下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しております。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

市場リスク

（価格変動リスク）

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年0.651%（税抜 年0.62%）

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.273% （税抜 年0.26%）	年0.3255% （税抜 年0.31%）	年0.0525% （税抜 年0.05%）

信託報酬は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期間の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、以下のものが含まれます。

- ・有価証券の売買の際に発生する証券取引に伴う手数料
- ・先物取引・オプション取引に要する費用
- ・有価証券の保管に要する費用

（＊）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。特別分配金（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）は課税されません。

原則として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税・申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率となります。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

平成23年12月31日まで適用される税率です。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成22年3月31日現在
(単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	814,987,444	99.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	46,521	0.01
純資産総額		815,033,965	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成22年3月31日現在

国／地域	銘柄	種類	業種	口数 (口)	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	償還期限	
							(年/月/日)	
日本	日本債券マザーファンド	親投資信託 受益証券	—	679,156,204	1.2018 1.2000	816,260,644 814,987,444	— —	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成22年3月31日現在

種類／業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合 計	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成22年3月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第1計算期間末日 (平成14年 2月27日)	9,941,652 (分配付) 9,941,652 (分配落)	9,942 (分配付) 9,942 (分配落)
第2計算期間末日 (平成15年 2月27日)	11,311,950 (分配付) 11,116,909 (分配落)	10,324 (分配付) 10,146 (分配落)
第3計算期間末日 (平成16年 2月27日)	99,892,556 (分配付) 99,892,556 (分配落)	10,066 (分配付) 10,066 (分配落)
第4計算期間末日 (平成17年 2月28日)	235,342,511 (分配付) 235,342,511 (分配落)	10,073 (分配付) 10,073 (分配落)
第5計算期間末日 (平成18年 2月27日)	339,786,990 (分配付) 339,786,990 (分配落)	10,029 (分配付) 10,029 (分配落)
第6計算期間末日 (平成19年 2月27日)	422,448,184 (分配付) 422,448,184 (分配落)	10,116 (分配付) 10,116 (分配落)
第7計算期間末日 (平成20年 2月27日)	580,390,051 (分配付) 580,390,051 (分配落)	10,261 (分配付) 10,261 (分配落)
第8計算期間末日 (平成21年 2月27日)	707,079,638 (分配付) 707,079,638 (分配落)	10,468 (分配付) 10,468 (分配落)
第9計算期間末日 (平成22年 3月 1日)	807,291,704 (分配付) 807,291,704 (分配落)	10,590 (分配付) 10,590 (分配落)
平成21年 3月末日	706,725,907	10,431
4月末日	708,050,749	10,399

5月末日	720,976,207	10,372
6月末日	723,637,617	10,460
7月末日	729,112,393	10,437
8月末日	757,976,947	10,507
9月末日	761,886,807	10,534
10月末日	768,594,403	10,482
11月末日	787,934,899	10,575
12月末日	799,346,824	10,583
平成22年 1月末日	803,517,624	10,581
2月末日	800,258,757	10,593
3月末日	815,033,965	10,567

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	178円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	0.58
第2計算期間	3.84
第3計算期間	0.78
第4計算期間	0.06
第5計算期間	0.43
第6計算期間	0.86
第7計算期間	1.43
第8計算期間	2.01
第9計算期間	1.16

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

< 参考 >

「日本債券マザーファンド」

(1) 投資状況

平成22年3月31日現在

(単位：円)

資産の種類	国 / 地域名	時価合計	投資比率 (%)
国債証券	日本	7,361,242,100	53.48
特殊債券	日本	722,718,000	5.25
社債券	日本	5,374,061,000	39.04
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	306,493,067	2.23
純資産総額		13,764,514,167	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

平成22年3月31日現在

国 / 地域	銘 柄	種類	業種	券面総額 (千円)	上段：帳簿価額 下段：評 価 額		利率 (%) 償還期限 (年 / 月 / 日)	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)		
日本	第 2 7 5 回利付国債 (1 0 年)	国債証券	—	500,000	103.71 104.0430	518,572,000 520,215,000	1.400000 2015/12/20	3.78
日本	第 2 5 4 回利付国債 (1 0 年)	国債証券	—	500,000	103.49 103.6420	517,458,000 518,210,000	1.400000 2013/09/20	3.76
日本	第 2 6 2 回利付国債 (1 0 年)	国債証券	—	300,000	106.09 105.9880	318,285,000 317,964,000	1.900000 2014/06/20	2.31
日本	第 2 5 9 回利付国債 (1 0 年)	国債証券	—	300,000	103.80 104.2430	311,400,000 312,729,000	1.500000 2014/03/20	2.27
日本	第 2 8 9 回利付国債 (1 0 年)	国債証券	—	300,000	102.82 103.3930	308,460,000 310,179,000	1.500000 2017/12/20	2.25
日本	第 2 2 9 回信金中金債	特殊債券	—	300,000	102.04 103.0800	306,129,000 309,240,000	1.400000 2013/12/27	2.25
日本	第 2 9 6 回利付国債 (1 0 年)	国債証券	—	300,000	102.43 102.6580	307,298,000 307,974,000	1.500000 2018/09/20	2.24
日本	第 2 9 8 回利付国債 (1 0 年)	国債証券	—	300,000	100.15 100.7480	300,452,000 302,244,000	1.300000 2018/12/20	2.20
日本	第 2 8 0 回利付国債 (1 0 年)	国債証券	—	200,000	106.05 106.8850	212,117,000 213,770,000	1.900000 2016/06/20	1.55
日本	第 2 8 6 回利付国債 (1 0 年)	国債証券	—	200,000	105.87 105.9480	211,755,000 211,896,000	1.800000 2017/06/20	1.54
日本	第 2 8 2 回利付国債 (1 0 年)	国債証券	—	200,000	105.16 105.5930	210,326,000 211,186,000	1.700000 2016/09/20	1.53
日本	第 2 8 4 回利付国債 (1 0 年)	国債証券	—	200,000	104.78 105.4950	209,560,000 210,990,000	1.700000 2016/12/20	1.53
日本	第 2 7 3 回利付国債 (1 0 年)	国債証券	—	200,000	103.82 104.6200	207,658,000 209,240,000	1.500000 2015/09/20	1.52
日本	第 2 9 4 回利付国債 (1 0 年)	国債証券	—	200,000	103.76 104.5170	207,520,000 209,034,000	1.700000 2018/06/20	1.52
日本	第 9 0 回利付国債 (2 0 年)	国債証券	—	200,000	102.61 102.9860	205,238,000 205,972,000	2.200000 2026/09/20	1.50
日本	第 2 9 1 回利付国債 (1 0 年)	国債証券	—	200,000	101.77 101.6490	203,556,000 203,298,000	1.300000 2018/03/20	1.48
日本	第 1 回花王	社債券	—	200,000	101.96 101.5450	203,924,000 203,090,000	1.600000 2011/06/20	1.48
日本	第 9 6 回利付国債 (2 0 年)	国債証券	—	200,000	100.72 101.0860	201,440,000 202,172,000	2.100000 2027/06/20	1.47
日本	第 3 回クラレ	社債券	—	200,000	100.49 101.0250	200,988,000 202,050,000	0.990000 2011/12/20	1.47
日本	第 1 1 1 回利付国債 (2 0 年)	国債証券	—	200,000	101.36 100.8850	202,737,000 201,770,000	2.200000 2029/06/20	1.47
日本	第 2 9 9 回利付国債 (1 0 年)	国債証券	—	200,000	99.95 100.4430	199,900,000 200,886,000	1.300000 2019/03/20	1.46
日本	第 1 2 回日産フィナンシャルサービス	社債券	—	200,000	100.00 100.2260	200,000,000 200,452,000	1.117000 2012/12/20	1.46
日本	第 3 回ジェイテクト	社債券	—	200,000	99.77 100.0100	199,544,000 200,020,000	0.570000 2010/06/17	1.45
日本	第 1 4 回メリルリンチ	社債券	—	200,000	99.75 99.7350	199,500,000 199,470,000	1.580000 2012/02/23	1.45
日本	第 6 回りそな銀行 (劣後特約付)	社債券	—	200,000	100.00 99.5520	200,000,000 199,104,000	2.084000 2020/03/04	1.45
日本	第 8 8 回利付国債 (2 0 年)	国債証券	—	150,000	104.24 104.5680	156,373,500 156,852,000	2.300000 2026/06/20	1.14

日本	第 7 6 回利付国債（ 2 0 年）	国債証券	—	130,000	99.69 100.2920	129,608,700 130,379,600	1.900000 2025/03/20	0.95
日本	第 7 0 回利付国債（ 2 0 年）	国債証券	—	100,000	108.58 107.3350	108,588,000 107,335,000	2.400000 2024/06/20	0.78
日本	第 5 回東京地下鉄	社債券	—	100,000	104.64 105.6950	104,648,000 105,695,000	1.930000 2017/09/20	0.77
日本	第 7 回みずほコーポレート銀行 （劣後特約付）	社債券	—	100,000	101.31 105.4540	101,318,000 105,454,000	2.500000 2019/06/03	0.77

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成22年3月31日現在

種類 / 業種別	投資比率 (%)
国債証券	53.48
特殊債券	5.25
社債券	39.04
合 計	97.77

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第二部【ファンドの詳細情報】

第１【ファンドの沿革】

平成13年12月7日	設定日、信託契約締結、運用開始
平成17年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱ＵＦＪ投信株式会社に承継 名称を「ＵＦＪパートナーズ＜ＤＣ＞日本債券ファンド」から「三菱ＵＦＪ＜ＤＣ＞日本債券ファンド」に変更

第２【手続等】

１【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。
申込単位	1円以上1円単位
申込価額	申込受付日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込価額の照会方法	申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufig.jp/
申込手数料	ありません。
申込方法	取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

２【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	1口単位
解約価額	解約請求受付日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufig.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。

その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとしします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
-----	--

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

第３【管理及び運営】

１【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 （注）「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 （主な評価方法） マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認ください。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱ＵＦＪ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00） ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

（２）【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

（３）【信託期間】

信託期間	平成13年12月7日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
------	--

（４）【計算期間】

計算期間	原則として、毎年2月28日から翌年2月27日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとしします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日としします。
------	--

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告は、日本経済新聞に掲載します。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の作成	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務処理 の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
----------------	---

2【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に 対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 ・収益分配金は、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に對する 請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約） 請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）

第４【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、第8期計算期間（平成20年2月28日から平成21年2月27日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第9期計算期間（平成21年2月28日から平成22年3月1日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。ただし、第9期計算期間については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成20年2月28日から平成21年2月27日まで）および第9期計算期間（平成21年2月28日から平成22年3月1日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

三菱ＵＦＪ＜ＤＣ＞日本債券ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第 8 期 [平成21年2月27日現在]	第 9 期 [平成22年3月1日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,507,074	2,955,504
親投資信託受益証券	706,738,740	806,931,075
未収入金	22,840	389,209
未収利息	8	8
流動資産合計	709,268,662	810,275,796
資産合計	709,268,662	810,275,796
負債の部		
流動負債		
未払解約金	32,011	374,568
未払受託者報酬	172,577	208,775
未払委託者報酬	1,967,243	2,379,926
その他未払費用	17,193	20,823
流動負債合計	2,189,024	2,984,092
負債合計	2,189,024	2,984,092
純資産の部		
元本等		
元本	1 675,461,116	1 762,335,826
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	31,618,522	44,955,878
(分配準備積立金)	20,839,005	26,959,965
元本等合計	707,079,638	807,291,704
純資産合計	707,079,638	807,291,704
負債純資産合計	709,268,662	810,275,796

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 8 期 自 平成20年 2月28日 至 平成21年 2月27日	第 9 期 自 平成21年 2月28日 至 平成22年 3月 1日
営業収益		
受取利息	5,823	1,793
有価証券売買等損益	17,357,637	13,862,892
営業収益合計	17,363,460	13,864,685
営業費用		
受託者報酬	329,295	394,436
委託者報酬	3,753,679	4,496,409
その他費用	32,802	39,320
営業費用合計	4,115,776	4,930,165
営業利益	13,247,684	8,934,520
経常利益	13,247,684	8,934,520
当期純利益	13,247,684	8,934,520
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	210,473	3,687
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	14,788,054	31,618,522
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,527,527	9,149,338
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,527,527	9,149,338
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,734,270	4,750,189
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,734,270	4,750,189
分配金	0	0
1	1	1
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	31,618,522	44,955,878

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第 8 期 (自 平成20年 2月28日 至 平成21年 2月27日)	第 9 期 (自 平成21年 2月28日 至 平成22年 3月 1日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場で評価しております。 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券 同 左 (2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 同 左 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同 左 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同 左 時価が入手できなかった有価証券 同 左
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	—	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年2月27日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は平成21年2月28日から平成22年3月1日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 8 期 [平成21年2月27日現在]	第 9 期 [平成22年3月1日現在]
1 期首元本額	565,601,997円	675,461,116円
期中追加設定元本額	255,039,098円	188,875,065円
期中一部解約元本額	145,179,979円	102,000,355円
2 計算期間末日における受益権の総数	675,461,116口	762,335,826口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0468円 (10,468円)	1.0590円 (10,590円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 8 期 (自 平成20年2月28日 至 平成21年2月27日)

1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	7,179,177円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	4,298,058円
収益調整金額	C	27,304,038円
分配準備積立金額	D	9,361,770円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	48,143,043円
当ファンドの期末残存口数	F	675,461,116口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	712円
1万口当たり分配金額	H	—
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—

第 9 期（自 平成21年2月28日 至 平成22年3月1日）

1 分配金の計算過程

費用控除後の配当等収益額	A	7,162,243円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	1,775,964円
収益調整金額	C	36,513,310円
分配準備積立金額	D	18,021,758円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	63,473,275円
当ファンドの期末残存口数	F	762,335,826口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	832円
1万口当たり分配金額	H	—
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第 8 期 [平成21年2月27日現在]		第 9 期 [平成22年3月1日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	706,738,740	18,127,703	806,931,075	14,636,287
合計	706,738,740	18,127,703	806,931,075	14,636,287

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

1 取引の状況に関する事項

該当事項はありません。

2 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数（口）	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	日本債券マザーファンド	671,323,690	806,931,075	
	親投資信託受益証券 小計	671,323,690	806,931,075	
合計		671,323,690	806,931,075	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

< 参考 >

当ファンドは「日本債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「日本債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成21年2月27日現在]	[平成22年3月1日現在]
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	189,755,775	137,173,059
国債証券	9,789,158,200	7,726,660,600
特殊債券	1,015,703,000	824,543,000
社債券	2,323,290,000	5,080,798,000
未収入金	101,402,000	324,391,700
未収利息	47,982,027	55,645,210
前払費用	10,123,001	3,822,347
流動資産合計	13,477,414,003	14,153,033,916
資産合計	13,477,414,003	14,153,033,916
負債の部		
流動負債		
未払金	100,217,000	200,000,000
未払解約金	2,197,443	5,274,757
流動負債合計	102,414,443	205,274,757
負債合計	102,414,443	205,274,757
純資産の部		
元本等		
元本 1	11,331,907,369	11,603,804,880
剰余金		
剰余金又は欠損金 ()	2,043,092,191	2,343,954,279
元本等合計	13,374,999,560	13,947,759,159
純資産合計	13,374,999,560	13,947,759,159
負債純資産合計	13,477,414,003	14,153,033,916

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年7月23日から翌年7月22日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	(自 平成20年 2月28日 至 平成21年 2月27日)	(自 平成21年 2月28日 至 平成22年 3月 1日)
有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	同 左 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同 左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同 左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同 左

（貸借対照表に関する注記）

	[平成21年2月27日現在]	[平成22年3月1日現在]
1 期首		
期首元本額	平成20年2月28日 11,502,751,686円	平成21年2月28日 11,331,907,369円
期首からの追加設定元本額	4,937,886,760円	2,014,910,613円
期首からの一部解約元本額	5,108,731,077円	1,743,013,102円
元本の内訳 *		
三菱ＵＦＪ ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド	100,550,709円	259,985,168円
三菱ＵＦＪ 日本債券ファンドＦ（適格機関投資家限定）	47,885,854円	285,876,624円
三菱ＵＦＪ グローバルバランス（積極型）	357,322,672円	366,602,607円
三菱ＵＦＪ グローバルバランス（安定型）	1,130,663,570円	1,098,953,415円
三菱ＵＦＪ グローバルバランスＶＡ	4,164,015,793円	3,827,267,052円
三菱ＵＦＪ 日本バランス２０	357,742,477円	345,703,697円
三菱ＵＦＪ 日本バランス５０	200,080,906円	203,778,823円
三菱ＵＦＪ 国内バランス２０	3,721,243,317円	3,806,808,473円
三菱ＵＦＪ 国内バランス５０	444,829,226円	491,055,475円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>日本債券ファンド	598,778,904円	671,323,690円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>グローバルバランス ２０型	62,543,994円	71,549,578円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>グローバルバランス ４０型	88,986,839円	104,184,448円
三菱ＵＦＪ <ＤＣ>グローバルバランス ６０型	57,263,108円	70,715,830円
（合 計）	11,331,907,369円	11,603,804,880円
2 計算期間末日における受益権の総数	11,331,907,369口	11,603,804,880口
3 １口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	1.1803円 (11,803円)	1.2020円 (12,020円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成21年2月27日現在]		[平成22年3月1日現在]	
	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	9,789,158,200	232,428,300	7,726,660,600	53,832,100
特殊債券	1,015,703,000	14,413,000	824,543,000	6,579,000
社債券	2,323,290,000	13,954,000	5,080,798,000	42,274,000
合計	13,128,151,200	260,795,300	13,632,001,600	102,685,100

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

1 取引の状況に関する事項
該当事項はありません。2 取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式
該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
国債証券	第２５４回利付国債（１０年）	300,000,000	311,475,000	
	第２５９回利付国債（１０年）	400,000,000	417,756,000	
	第２６２回利付国債（１０年）	300,000,000	318,735,000	
	第２６４回利付国債（１０年）	100,000,000	104,656,000	
	第２６７回利付国債（１０年）	200,000,000	207,592,000	
	第２６９回利付国債（１０年）	100,000,000	103,808,000	
	第２７０回利付国債（１０年）	200,000,000	207,612,000	
	第２７３回利付国債（１０年）	200,000,000	209,776,000	
	第２７５回利付国債（１０年）	500,000,000	521,530,000	
	第２８０回利付国債（１０年）	200,000,000	214,536,000	
	第２８２回利付国債（１０年）	200,000,000	212,056,000	
	第２８４回利付国債（１０年）	200,000,000	211,944,000	

	第２８６回利付国債（１０年）	200,000,000	213,124,000	
	第２８８回利付国債（１０年）	200,000,000	211,456,000	
	第２８９回利付国債（１０年）	300,000,000	312,204,000	
	第２９１回利付国債（１０年）	200,000,000	204,618,000	
	第２９４回利付国債（１０年）	200,000,000	210,402,000	
	第２９６回利付国債（１０年）	300,000,000	309,981,000	
	第２９８回利付国債（１０年）	300,000,000	304,080,000	
	第２９９回利付国債（１０年）	400,000,000	404,252,000	
	第３０３回利付国債（１０年）	100,000,000	101,236,000	
	第２０回利付国債（３０年）	100,000,000	104,649,000	
	第２３回利付国債（３０年）	100,000,000	104,562,000	
	第２６回利付国債（３０年）	100,000,000	102,435,000	
	第２７回利付国債（３０年）	100,000,000	104,429,000	
	第２８回利付国債（３０年）	100,000,000	104,478,000	
	第２９回利付国債（３０年）	100,000,000	102,429,000	
	第５０回利付国債（２０年）	100,000,000	104,484,000	
	第５５回利付国債（２０年）	100,000,000	104,780,000	
	第５９回利付国債（２０年）	100,000,000	100,687,000	
	第６６回利付国債（２０年）	100,000,000	100,779,000	
	第７０回利付国債（２０年）	100,000,000	107,926,000	
	第７４回利付国債（２０年）	100,000,000	103,687,000	
	第７６回利付国債（２０年）	130,000,000	131,072,500	
	第８８回利付国債（２０年）	150,000,000	157,563,000	
	第９０回利付国債（２０年）	200,000,000	206,902,000	
	第９６回利付国債（２０年）	200,000,000	202,700,000	
	第９９回利付国債（２０年）	100,000,000	100,915,000	
	第１０４回利付国債（２０年）	100,000,000	100,531,000	
	第１０５回利付国債（２０年）	50,000,000	50,133,500	
	第１０８回利付国債（２０年）	100,000,000	97,042,000	
	第１１１回利付国債（２０年）	120,000,000	121,647,600	
	国債証券 小計	7,450,000,000	7,726,660,600	
特殊債券	第８回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	105,141,000	
	第１４回公営企業債券（財投機関債）	100,000,000	103,946,000	
	第５回水資源債券（財投機関債）	100,000,000	100,600,000	
	第１２回都市再生債券（財投機関債）	100,000,000	102,136,000	
	第２２２回信金中金債	100,000,000	103,000,000	
	第２２９回信金中金債	300,000,000	309,720,000	
	特殊債券 小計	800,000,000	824,543,000	
社債券	第１４回メリルリンチ	200,000,000	199,800,000	
	第１２回積水ハウス	100,000,000	102,218,000	
	第９回森永乳業	100,000,000	100,119,000	
	第１０回森永乳業	100,000,000	99,991,000	
	第１回キリンホールディングス	100,000,000	101,936,000	
	第２回サントリーホールディングス	100,000,000	102,050,000	
	第３回クラレ	200,000,000	202,144,000	
	第１６回電気化学工業	100,000,000	100,060,000	
	第１回花王	200,000,000	203,310,000	
	第６３回新日本製鐵	100,000,000	103,954,000	
	第１回ジェイ エフ イー ホールディングス	100,000,000	100,264,000	
	第８回ジェイ エフ イー ホールディングス	100,000,000	101,957,000	
	第１３回日立建機	100,000,000	100,080,000	
	第１５回ダイキン工業	100,000,000	101,939,000	
	第３回ジェイテクト	200,000,000	200,032,000	
	第４９回東芝	100,000,000	100,468,000	
	第４１回三菱電機	100,000,000	102,566,000	
	第２６回シャープ	100,000,000	100,749,000	
	第１５回三菱重工業	100,000,000	101,671,000	
	第２１回三菱重工業	100,000,000	104,442,000	
	第１６回 ニコン	100,000,000	102,336,000	
	第５３回丸紅	100,000,000	101,030,000	
	第４３回三井物産	100,000,000	101,719,000	
	第７回みずほコーポレート銀行（劣後特約付）	100,000,000	106,065,000	
	第１４回みずほコーポレート銀行	100,000,000	103,415,000	
	第６回りそな銀行（劣後特約付）	200,000,000	200,149,000	
	第２０回三井住友銀行（劣後特約付）	100,000,000	104,392,000	
	第１２回日産フィナンシャルサービス	200,000,000	200,464,000	
	第３８回日立キャピタル	100,000,000	100,718,000	
	第１２７回オリックス	100,000,000	101,110,000	
	第１２８回オリックス	100,000,000	100,432,000	

第６回三菱ＵＦＪリース	100,000,000	101,479,000	
第８回三菱ＵＦＪリース	100,000,000	100,429,000	
第３７回三菱ＵＦＪリース	100,000,000	100,040,000	
第１７回野村ホールディングス	100,000,000	101,145,000	
第６３回住友不動産	100,000,000	101,836,000	
第６６回東京急行電鉄	100,000,000	101,021,000	
第６８回東京急行電鉄	100,000,000	100,506,000	
第３０回京浜急行電鉄	100,000,000	102,634,000	
第５０回東日本旅客鉄道	100,000,000	106,004,000	
第５回東京地下鉄	100,000,000	106,346,000	
第１４回ＫＤＤＩ	100,000,000	102,590,000	
第４３１回関西電力	100,000,000	102,605,000	
第４０８回東北電力	100,000,000	102,583,000	
社債券 小計	5,000,000,000	5,080,798,000	
合計	13,250,000,000	13,632,001,600	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成22年3月31日現在
(単位：円)

資 産 総 額	815,819,520
負 債 総 額	785,555
純資産総額（ - ）	815,033,965
発 行 済 口 数	771,332,480 口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.0567 (1万口当たり 10,567)

< 参考 >

「日本債券マザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成22年3月31日現在
(単位：円)

資 産 総 額	13,779,229,067
負 債 総 額	14,714,900
純資産総額（ - ）	13,764,514,167
発 行 済 口 数	11,470,256,904 口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.2000 (1万口当たり 12,000)

第５【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	10,000,000	—	10,000,000
第2計算期間	957,398	—	10,957,398
第3計算期間	89,513,304	1,230,683	99,240,019
第4計算期間	153,229,905	18,839,434	233,630,490
第5計算期間	149,173,182	43,990,699	338,812,973
第6計算期間	146,358,472	67,567,610	417,603,835
第7計算期間	264,891,630	116,893,468	565,601,997
第8計算期間	255,039,098	145,179,979	675,461,116
第9計算期間	188,875,065	102,000,355	762,335,826

第三部【特別情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

平成22年４月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近５年間ににおける資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿ってファンド毎の運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定されたファンド毎の運用戦略に基づいて、各運用部は運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用戦略に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング２

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（５名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱ＵＦＪ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成22年４月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年４月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	330	6,068,812
追加型公社債投資信託	18	438,058
単位型株式投資信託	9	93,704
単位型公社債投資信託	7	114,756
合 計	364	6,715,330

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

３【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第24期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第24期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表については、監査法人トーマツによる監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度に係る中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

(1)【貸借対照表】

		第23期 (平成20年3月31日現在)		第24期 (平成21年3月31日現在)	
区 分	注記 番号	金 額 (千円)	構成比(%)	金 額 (千円)	構成比(%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	2	13,048,512		8,398,952	
有価証券	2	7,000,000		11,498,934	
前払費用		176,784		130,052	
未収入金		754,110		133,300	
未収委託者報酬		5,719,241		3,496,056	
未収収益	2	9,851		77,468	
繰延税金資産		470,611		289,685	
金銭の信託	2	1,000,000		1,000,000	
その他		2,358		13,229	
流動資産 計		28,181,470	58.4	25,037,680	57.8
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	378,922		368,327	
器具備品	1	165,354		168,906	
土地		1,205,031		1,205,031	
		1,749,308	3.6	1,742,265	4.0
無形固定資産					
電話加入権		15,822		15,822	
ソフトウェア		833,346		809,683	
ソフトウェア仮勘定		-		7,316	
その他		200		156	
		849,369	1.8	832,978	1.9
投資その他の資産					
長期性預金	2	-		2,000,000	
投資有価証券		15,643,182		11,906,934	
関係会社株式		481,812		431,812	
長期差入保証金	2	844,628		844,978	
長期前払費用		44,419		4,371	
繰延税金資産		437,600		473,766	
その他		20,485		20,485	
		17,472,127	36.2	15,682,348	36.2
固定資産 計		20,070,805	41.6	18,257,593	42.2
資産合計		48,252,276	100.0	43,295,274	100.0

		第23期 (平成20年3月31日現在)		第24期 (平成21年3月31日現在)	
区 分	注記 番号	金 額 (千円)	構成比(%)	金 額 (千円)	構成比(%)
(負債の部)					
流動負債					
預り金		123,164		1,038,438	
未払金					
未払収益分配金		259,035		272,705	
未払償還金		2,234,769		2,047,207	
未払手数料	2	2,414,475		1,440,183	
その他未払金		122,624		110,716	
未払費用	2	1,190,361		781,556	
未払消費税等		150,778		-	
未払法人税等		3,063,071		595,981	
仮受金		9		43	
賞与引当金		473,000		478,200	
流動負債 計		10,031,290	20.8	6,765,032	15.6
固定負債					
長期未払金		40,175		-	
退職給付引当金		13,752		13,304	
役員退職慰労引当金		80,428		54,658	
固定負債 計		134,355	0.3	67,962	0.2
負債合計		10,165,645	21.1	6,832,995	15.8
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		2,000,131	4.1	2,000,131	4.6
資本剰余金					
資本準備金		222,096		222,096	
資本剰余金合計		222,096	0.5	222,096	0.5
利益剰余金					
利益準備金		342,589		342,589	
その他利益剰余金					
別途積立金		6,998,000		6,998,000	
繰越利益剰余金		28,643,217		27,520,492	
利益剰余金合計		35,983,807	74.6	34,861,082	80.5
株主資本合計		38,206,035	79.2	37,083,309	85.7
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		119,404	0.2	621,031	1.4
純資産合計		38,086,630	78.9	36,462,278	84.2
負債純資産合計		48,252,276	100.0	43,295,274	100.0

(2) 【損益計算書】

		第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比(%)	金 額 (千円)		百分比(%)
営業収益		53,528,583			42,137,383		
委託者報酬		17,390			7,887		
その他営業収益		9,522			8,381		
投資顧問料			53,555,496	100.0		42,153,652	100.0
その他							
営業費用	2	23,552,779			18,452,482		
支払手数料		1,256,792			911,798		
広告宣伝費		4,837			4,088		
公告費							
調査費		708,443			778,991		
調査費		5,547,898			4,427,117		
委託調査費		248,027			229,877		
事務委託費							
営業雑経費		119,248			114,009		
通信費		675,259			640,249		
印刷費		43,595			42,295		
協会費		6,863			6,356		
諸会費		858,095	33,021,841	61.6	820,190	26,427,456	62.7
事務機器関連費							
一般管理費							
給料		176,700			171,783		
役員報酬		3,069,369			3,243,471		
給料・手当		473,000			478,200		
賞与引当金繰入		383,722			427,372		
福利厚生費		20,733			20,785		
交際費		130,178			126,644		
旅費交通費		129,920			112,608		
租税公課		666,879			658,309		
不動産賃借料		116,927			151,382		
退職給付費用		17,691			17,566		
役員退職慰労引当金繰入		289,851			345,975		
固定資産減価償却費		348,524	5,823,499	10.9	368,982	6,123,082	14.5
諸経費							
営業利益			14,710,155	27.5		9,603,113	22.8

		第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		
区 分	注記 番号	金 額 (千円)		百分比(%)	金 額 (千円)		百分比(%)
営業外収益							
受取配当金		125,221			185,609		
有価証券利息	2	44,838			55,030		
受取利息	2	41,460			21,926		
有価証券償還益		-			-		
収益分配金等時効 完成分		227,953			111,003		
その他		5,113	444,587	0.8	5,225	378,796	0.9
営業外費用							
収益分配金等時効 完成分支払額		46,433			62,259		
事務過誤費		9,859			13,871		
その他		1,969	58,263	0.1	7,266	83,398	0.2
経常利益			15,096,480	28.2		9,898,511	23.5
特別利益							
投資有価証券売却益		1,279,301	1,279,301	2.4	15,399	15,399	0.0
特別損失							
投資有価証券売却損		429,258			228,868		
投資有価証券評価損		-			2,124,730		
固定資産除却損	1	2,713			2,488		
投資有価証券清算損		21,312			-		
移転関連費用		13,467			-		
造作変更費用		3,330			-		
その他		-	470,081	0.9	5,965	2,362,053	5.6
税引前当期純利益			15,905,700	29.7		7,551,856	17.9
法人税、住民税及び 事業税		6,282,766			3,801,688		
法人税等調整額		181,272	6,464,038	12.1	144,759	3,946,448	9.4
当期純利益			9,441,661	17.6		3,605,408	8.6

(3)【株主資本等変動計算書】

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
前事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	23,917,280	31,257,870	33,480,097	1,829,438	35,309,536
事業年度中の 変動額										
剰余金の配当						△ 4,715,724	△ 4,715,724	△ 4,715,724		△ 4,715,724
当期純利益						9,441,661	9,441,661	9,441,661		9,441,661
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)									△ 1,948,843	△ 1,948,843
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	4,725,937	4,725,937	4,725,937	△ 1,948,843	2,777,093
当事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,206,035	△ 119,404	38,086,630

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
前事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,643,217	35,983,807	38,206,035	△ 119,404	38,086,630
事業年度中の 変動額										
剰余金の配当						△ 4,728,133	△ 4,728,133	△ 4,728,133		△ 4,728,133
当期純利益						3,605,408	3,605,408	3,605,408		3,605,408
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									△ 501,627	△ 501,627
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	△ 1,122,725	△ 1,122,725	△ 1,122,725	△ 501,627	△ 1,624,352
当事業年度末 残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	27,520,492	34,861,082	37,083,309	△ 621,031	36,462,278

重要な会計方針

項 目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないものは移動平均法による原価法によっております。	同 左
2. 固定資産の減価償却の方法		
(1) 有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物 38年であります。	同 左
	(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これに伴う、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。	—
(2) 無形固定資産		
自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	同 左
それ以外の無形固定資産	定額法を採用しております。	同 左
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同 左
4. 引当金の計上基準		
(1) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。	同 左
(2) 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数(8年)による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。	同 左
(3) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	同 左
5. 消費税等の会計処理	税抜方式によっております。	同 左

表示方法の変更

第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度まで「現金及び預金」に表示しておりました譲渡性預金(当事業年度末7,000,000千円)は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 最終改正平成20年3月25日)及び「金融商品会計に関するQ & A」(会計制度委員会 最終改正平成20年3月25日)が改正されたことに伴い、当事業年度より「有価証券」として表示しております。	—

注記事項

(貸借対照表関係)

項 目	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物 78,764千円 器具備品 88,022千円	建物 117,264千円 器具備品 130,206千円
2. 関係会社に対する主な資産・負債	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 9,365,450千円 有価証券 7,000,000千円 未収収益 5,253千円 金銭の信託 1,000,000千円 長期差入保証金 837,940千円 未払手数料 1,365,738千円 未払費用 259,919千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 預金 5,493,354千円 有価証券 11,000,000千円 未収収益 5,233千円 金銭の信託 1,000,000千円 長期性預金 2,000,000千円 長期差入保証金 837,940千円 未払手数料 868,907千円 未払費用 198,857千円

(損益計算書関係)

項 目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 固定資産除却損の内訳	器具備品 2,713千円	器具備品 1,961千円 ソフトウェア 527千円
2. 関係会社に対する主な取引	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 15,834,106千円 有価証券利息 32,637千円 受取利息 38,093千円	区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。 支払手数料 12,493,304千円 有価証券利息 44,704千円 受取利息 21,926千円

(株主資本等変動計算書関係)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

2. 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 4,728,133千円
1株当たり配当額 38,100円
基準日 平成20年3月31日
効力発生日 平成20年7月1日

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	-	-	124,098
合計	124,098	-	-	124,098

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 4,728,133千円

1株当たり配当額 38,100円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 1,811,830千円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 14,600円

基準日 平成21年3月31日

効力発生日 平成21年6月30日

（有価証券関係）

第23期（平成20年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	1,783,231	2,083,831	300,599
	小計	1,783,231	2,083,831	300,599
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	10,833,157	10,193,313	639,843
	小計	10,833,157	10,193,313	639,843
合計		12,616,389	12,277,145	339,243

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
7,602,413	1,279,301	429,258

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,009,213千円
キャッシュファンド	1,005,546千円
譲渡性預金	7,000,000千円
非上場株式	351,277千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	481,812千円

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	-	782,596	-	-
合 計	-	782,596	-	-

第24期(平成21年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	1,465,168	1,522,867	57,698
	小 計	1,465,168	1,522,867	57,698
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式等	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,557,951	7,573,200	984,750
	小 計	8,557,951	7,573,200	984,750
合 計		10,023,119	9,096,067	927,052

(注) 当事業年度において、有価証券について2,124,730千円（その他有価証券で時価のある証券投資信託2,124,730千円）減損処理を行っております。なお、証券投資信託の減損処理は、期末における時価が簿価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
1,729,081	15,399	228,868

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,014,549千円
キャッシュファンド	1,008,475千円
譲渡性預金	11,000,000千円
非上場株式	286,777千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	431,812千円

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資信託	498,934	2,262,320	482,062	-
合 計	498,934	2,262,320	482,062	-

(デリバティブ取引関係)

第23期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、従業員に対して適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。なお、平成18年6月に適格退職年金制度及び退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
(1) 退職給付債務	858,846	771,109
(2) 年金資産	<u>727,035</u>	<u>454,977</u>
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	131,810	316,132
(4) 未認識数理計算上の差異	<u>162,154</u>	<u>306,966</u>
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	30,344	9,164
(6) 前払年金費用	<u>44,096</u>	<u>4,139</u>
(7) 退職給付引当金 (5)-(6)	<u>13,752</u>	<u>13,304</u>

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(1) 勤務費用	22,905	29,439
(2) 利息費用	13,963	12,676
(3) 期待運用収益	14,624	10,905
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>17,916</u>	<u>38,186</u>
(5) 退職給付費用	<u>40,160</u>	<u>69,396</u>
(6) その他	<u>76,767</u>	<u>81,986</u>
(7) 合計	<u>116,927</u>	<u>151,382</u>

（注）銀行0Bの退職給付費用は、勤務費用に計上しております。

「（6）その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付の計算基礎に関する事項

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
(1) 割引率	1.5%	同 左
(2) 期待運用収益率	1.5%	同 左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同 左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	各事業年度の発生時における 従業員の平均支払期間以内の 一定の年数（8年）による定額 法により、翌事業年度より費 用処理しております。	同 左

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	700,082	689,220
投資有価証券評価損	252,334	1,041,250
ゴルフ会員権評価損	40,922	30,885
未払事業税	232,055	49,084
賞与引当金	192,463	194,579
役員退職慰労引当金	32,726	22,240
退職給付引当金	5,595	5,413
退職一時金未払	32,694	14,992
減価償却超過額	5,615	63,725
委託者報酬	89,452	124,519
その他有価証券評価差額金	138,038	377,217
その他	31,340	32,298
繰延税金資産 小計	1,753,321	2,645,429
評価性引当額	827,166	1,880,292
繰延税金資産 合計	926,154	765,137
繰延税金負債		
前払年金費用	17,942	1,684
繰延税金負債 合計	17,942	1,684
繰延税金資産（負債）の純額	908,211	763,452

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

第23期 (平成20年3月31日現在)	第24期 (平成21年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	(%)
	法定実効税率 40.7
	（調整）
	投資有価証券評価損に係る損金不算入 11.4
	その他 0.2
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 52.3

（関連当事者情報）

第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住 所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、銀行業	直接 30.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	5,882,050 千円	未払手数料	357,804 千円
							事務所の賃借	事務所敷金追加差入	43,826 千円	長期差入保証金	833,144 千円
							同上	事務所賃借料	643,380 千円	—	—
							投資の助言	投資助言料	365,963 千円	未払費用	198,106 千円
その他の関係会社	㈱三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区	996,973 百万円	銀行業	直接 15.0%	兼任1人	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	9,952,055 千円	未払手数料	1,007,933 千円
							取引銀行	譲渡性預金の預入	28,000,000 千円	有価証券	7,000,000 千円
								譲渡性預金に係る受取利息	32,637 千円	未収利息	5,253 千円
								株式の売却	1,296,000 千円	—	—
								株式の売却	197,568 千円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のあるものについては、市場実勢を勘案して決定しております。

株式の売却価額について、時価のないものについては、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住 所	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	三菱UFJ証券㈱	東京都千代田区	65,518 百万円	証券業	—	—	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	3,137,534 千円	未払手数料	643,244 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

第24期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象に加えて、親会社に関する注記が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高	
主要株主	三菱UFJ信託 銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	直接 30.0%	当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託等	投資信託に係る事 務代行手数料の支 払	4,440,945 千円	未払手数料	239,286 千円	
							事務所の賃借	事務所賃借料	631,409 千円	長期差入 保証金	833,144 千円
							投資の助言	投資助言料	264,141 千円	未払費用	146,190 千円
主要株主	(株)三菱東京 UFJ銀行	東京都 千代田区	1,196,295 百万円	銀行業	直接 15.0%	当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託等	投資信託に係る事 務代行手数料の支 払	8,052,358 千円	未払手数料	629,621 千円	
							取引銀行	譲渡性預金の預入	34,000,000 千円	有価証券	11,000,000 千円
								譲渡性預金に係る 受取利息	44,704 千円	未収利息	3,900 千円
								マルチコーラブル 預金の預入	3,000,000 千円	長期性預金	2,000,000 千円
								マルチコーラブル 預金に係る受取利 息	4,423 千円	未収利息	35 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ証券㈱	東京都千代田区	65,518百万円	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払	2,400,621千円	未払手数料	296,719千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

項目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	306,907円68銭	293,818円41銭
1株当たり当期純利益	76,082円29銭	29,052円91銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	第23期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益 (千円)	9,441,661	3,605,408
普通株式に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	9,441,661	3,605,408
期中平均株式数 (株)	124,098	124,098

[次へ](#)

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)		
区 分	注記 番号	金額（千円）		構成比(%)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金		9,318,633		
有価証券		11,000,000		
前払費用		216,436		
未収入金		20,920		
未収委託者報酬		4,064,832		
未収収益		22,215		
繰延税金資産		350,329		
金銭の信託		1,000,000		
その他		22,373		
流動資産 計			26,015,740	56.4
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	350,848		
器具備品	1	155,653		
土地		1,205,031		
		1,711,533		3.7
無形固定資産				
電話加入権		15,822		
ソフトウェア		815,536		
ソフトウェア仮勘定		36,254		
その他		134		
		867,747		1.9
投資その他の資産				
投資有価証券		12,750,981		
関係会社株式		431,812		
長期差入保証金		844,138		
長期前払費用		187		
繰延税金資産		478,573		
長期性預金		3,000,000		
その他		16,075		
		17,521,767		38.0
固定資産 計			20,101,049	43.6
資産合計			46,116,790	100.0

		第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)		
区 分	注記 番号	金額（千円）		構成比(%)
(負債の部)				
流動負債				
預り金		39,481		
未払金				
未払収益分配金		272,932		
未払償還金		1,953,271		
未払手数料		1,641,528		
その他未払金		48,018		
未払費用		872,954		
未払消費税等		105,425		
未払法人税等		1,649,877		
賞与引当金		476,690		
流動負債 計	2		7,060,179	15.3
固定負債				
退職給付引当金		40,621		
役員退職慰労引当金		56,600		
固定負債 計			97,222	0.2
負債合計			7,157,402	15.5
(純資産の部)				
株主資本				
資本金			2,000,131	4.3
資本剰余金				
資本準備金		222,096		
資本剰余金合計			222,096	0.5
利益剰余金				
利益準備金		342,589		
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998,000		
繰越利益剰余金		28,511,409		
利益剰余金合計			35,851,999	77.8
株主資本合計			38,074,227	82.6
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			885,160	1.9
評価・換算差額等合計			885,160	1.9
純資産合計			38,959,387	84.5
負債純資産合計			46,116,790	100.0

(2)中間損益計算書

		第25期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		
区 分	注記 番号	金額（千円）		百分比(%)
営業収益		19,454,732	19,477,932	100.0
委託者報酬				
その他営業収益		19,128		
投資顧問料		4,071		
その他			12,160,884	62.4
営業費用				
支払手数料		8,324,669		
広告宣伝費		286,979		
公告費		1,748		
調査費				
調査費		401,583		
委託調査費		2,264,863		
事務委託費		88,716		
営業雑経費				
通信費		48,310		
印刷費		298,645		
協会費		17,991		
諸会費		2,654		
事務機器関連費		424,721		
一般管理費			3,057,641	15.7
給料				
役員報酬		95,941		
給料・手当		1,400,570		
賞与引当金繰入		476,690		
福利厚生費		222,320		
交際費		11,469		
旅費交通費		48,075		
租税公課		50,666		
不動産賃借料		327,021		
退職給付費用		86,934		
役員退職慰労引当金繰入		8,851		
固定資産減価償却費	1	185,336		
諸経費		143,765		
営業利益			4,259,405	21.9

		第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比(%)
営業外収益				
受取配当金		10,175		
有価証券利息		18,065		
受取利息		9,432		
投資有価証券償還益		73,517		
収益分配金等時効完成分		89,456		
その他		6,872	207,520	1.1
営業外費用				
収益分配金等時効完成分支払額		7,231		
その他		4,312	11,544	0.1
経常利益			4,455,382	22.9
特別利益				
投資有価証券売却益		16,498		
ゴルフ会員権売却益		10,190	26,688	0.1
特別損失				
投資有価証券売却損		102,052	102,052	0.5
税引前中間純利益			4,380,018	22.5
法人税、住民税及び事業税		1,642,720		
法人税等調整額		65,449	1,577,270	8.1
中間純利益			2,802,748	14.4

(3) 中間株主資本等変動計算書

第25期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

(単位：千円)

(単位：千円)

	株主資本								評価・換算差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計			
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
前期末残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	27,520,492	34,861,082	37,083,309	△ 621,031	36,462,278
当中間会計期間中の 変動額										
剰余金の配当						△ 1,811,830	△ 1,811,830	△ 1,811,830		△ 1,811,830
中間純利益						2,802,748	2,802,748	2,802,748		2,802,748
株主資本以外の項目 の当中間会計期間中 の変動額（純額）									1,506,192	1,506,192
当中間会計期間中の 変動額合計	—	—	—	—	—	990,917	990,917	990,917	1,506,192	2,497,109
当中間会計期間残高	2,000,131	222,096	222,096	342,589	6,998,000	28,511,409	35,851,999	38,074,227	885,160	38,959,387

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1.資産の評価基準及び評価方法	(有価証券) 子会社株式：移動平均法による原価法によっております。 その他有価証券： 時価のあるものは中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。時価のないものは移動平均法による原価法によっております。
2.固定資産の減価償却の方法	
(1)有形固定資産	定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物38年であります。
(2)無形固定資産 自社利用のソフトウェア それ以外の無形固定資産	社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 定額法を採用しております。
3.引当金の計上基準	
(1)賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
(2)退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数(8年)による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。
(3)役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(消費税等の会計処理) 税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)
※1.有形固定資産の 減価償却累計額	建物 134,743 千円 器具備品 154,996 千円
※2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺 のうえ、「未払消費税等」として表示して おります。

（中間損益計算書関係）

項 目	第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
※1.減価償却実施額	有形固定資産 42,268 千円 無形固定資産 143,067 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第25期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2.配当に関する事項

平成21年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	1,811,830千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	14,600円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月30日

（有価証券関係）

第25期中間会計期間末（平成21年9月30日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
株式等	—	—	—
債券	—	—	—
その他	8,894,169	9,462,375	568,205
合計	8,894,169	9,462,375	568,205

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
MMF	2,015,481千円
キャッシュファンド	1,008,867千円
譲渡性預金	11,000,000千円
非上場株式	264,257千円
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	431,812千円

（デリバティブ取引関係）

第25期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（1株当たり情報）

項 目	第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり純資産額	313,940 円49銭
1株当たり中間純利益金額	22,584 円95銭

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項 目	第25期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
中間純利益 (千円)	2,802,748
普通株式に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純利益 (千円)	2,802,748
期中平均株式数 (株)	124,098

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下

において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

資本金の額：324,279百万円（平成21年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

名称	資本金の額 （平成21年9月末現在）	事業の内容
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,196,295 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成22年4月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の30.0%（37,230株）、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は15.0%（18,615株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成21年11月26日 半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

平成21年 5 月26日 有価証券報告書、有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成２２年４月７日

三菱ＵＦＪ投信株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ＜ＤＣ＞日本債券ファンドの平成２１年２月２８日から平成２２年３月１日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ＜ＤＣ＞日本債券ファンドの平成２２年３月１日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱ＵＦＪ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成２１年６月３０日

三菱ＵＦＪ投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日までの第２４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２１年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成２１年１２月２９日

三菱ＵＦＪ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 徳彌 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの第２５期事業年度の中間会計期間（平成２１年４月１日から平成２１年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２１年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２１年４月１日から平成２１年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

[前へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成２１年４月１日

三菱ＵＦＪ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 荒川 進 印

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鶴田光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ＜ＤＣ＞日本債券ファンドの平成２０年２月２８日から平成２１年２月２７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ＜ＤＣ＞日本債券ファンドの平成２１年２月２７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三菱ＵＦＪ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成２０年６月３０日

三菱ＵＦＪ投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃崎 有治 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	村山 周平 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十幡 理一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成１９年４月１日から平成２０年３月３１日までの第２３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ投信株式会社の平成２０年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。